

○総務省告示第五百二十五号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、熊谷市、大里郡大里町及び同郡妻沼町を廃し、その区域をもって熊谷市を設置する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百二十六号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、北足立郡吹上町及び北埼玉郡川里町を廃し、その区域を鴻巣市に編入する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百二十七号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、三好郡三好町、同郡池田町、同郡山崎町、同郡井川町、同郡東祖谷山村及び同郡西祖谷山村を廃し、その区域をもって三好市を設置する旨、徳島県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百二十八号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、三好郡三好町及び同郡三加茂町を廃し、その区域をもって東みよし町を設置する旨、徳島県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百二十九号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、西脇市及び多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって西脇市を設置する旨、兵庫県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百三十号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、加東郡社町、同郡滝野町及び同郡東条町を廃し、その区域をもって加東市を設置する旨、兵庫県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月二十日からの効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百三十一号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、築上郡新古富村及び同郡大平村を廃し、その区域をもって同郡上毛町を設置する旨、福岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百三十二号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、鞍手郡宮田町及び同郡若宮町を廃し、その区域をもって宮若市を設置する旨、福岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百三十三号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町を廃し、その区域をもって同郡福智町を設置する旨、福岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月六日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百三十四号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、飯塚市、高穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町及び同郡願田町を廃し、その区域をもって飯塚市を設置する旨、福岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月二十六日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百三十五号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、山田市、高穂郡鶴岡町、同郡陸井町及び同郡嘉穂町を廃し、その区域をもって高崎市を設置する旨、福岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月二十七日からの効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百三十六号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、大分郡挾間町、同郡庄内町及び同郡湯布院町を廃し、その区域をもって由布市を設置する旨、大分県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百三十七号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、杵築市、西国東郡大田村及び津見郡山香町を廃し、その区域をもって杵築市を設置する旨、大分県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百三十八号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、香川郡塩江町を廃し、その区域を高松市に編入する旨、香川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年九月二十六日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百三十九号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、観音寺市、三豊郡大野原町及び同郡豊後町を廃し、その区域をもって観音寺市を設置する旨、香川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百四十号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、仲多度郡琴南町、同郡湊通町及び同郡仲南町を廃し、その区域をもって同郡まんのう町を設置する旨、香川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年三月二十日からの効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日 総務大臣 麻生 太郎